

大狭市相発第 16 号
平成 30 年(2018 年) 4 月 17 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一様
連合大阪河内地域協議会
議長 中谷 広孝様
連合大阪南河内地区協議会
議長 東尾 勝様

大阪狭山市長 古川 照



2018(平成 30)年度 自治体政策・制度予算に対する要請について (回答)

標記の要望について、下記のとおり回答します。

記

(要望)

1.雇用・労働・WLB施策

(1)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

【農政商工グループ】

地方創生交付金事業を活用する事業は実施しませんが、南河内 6 市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」において、女性・若者を対象としたセミナーを行うとともに、市内の魅力ある企業について調査・研究を行い、情報提供に努めます。

(2)産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

【農政商工グループ】

「ものづくり」の人材育成に必要な施策や実施方法について、大阪府や近隣自治体等の好事例について、調査・研究を行います。

(3)地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

【農政商工グループ】

地域就労支援事業について、市の事業実績・効果の検証と他市の好事例等の調査・研究を行うとともに、近隣自治体や大阪府、大阪労働局等と連携し、就職困難者等に対する支援施策・事業の充実を図ります。また、地域労働ネットワークの活用や支援団体等との協力を進め、支援体制の強化を図ります。

(4)生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけではなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験先や認定就労訓練事業所等を確保するなど、生活困窮者自立支援事業を強化すること。また、要支援者は高齢者層の疾病や低収入・就労困難など、複合的な問題が起因していることから、タイプ別課題に応じた細やかな支援体制を構築すること。

【生活援護グループ】

生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、市では生活困窮者自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。特に、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業につきましては、まず生活リズムを整えるための居場所を設けております。次に、コミュニケーション能力をつけたり自己理解を深める体験等を行なったのちに、職業観の理解を深めるための職場見学や実際の就労体験を行うなど、就労支援の強化に向けて業者委託による事業展開をしておりました。2018年度からは社会福祉協議会がその業務を引継ぎ、更なる支援を行ってまいります。

また、相談に来られる要支援者は、老若男女さまざまに複合的な問題がからんで困窮にいたっている方が多いため、利用申込時には細やかな聞き取りを行いその人に応じた最適なプランを設定します。さらに、その方々の支援調整会議を定期的開催、各専門分野の方の見解等を盛り込み設定したプランを確認しながら、状況に応じて軌道修正するなど細やかな支援を行っております。

(5)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局、労働基準監督署等と連携し、広報誌やホームページを活用した情報提供、啓発を行うとともに、労働関係法令の遵守を指導します。また、職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント問題等、各種労働相談が寄せられた場合は、市の労働相談を活用するとともに、専門性を必要とする場合は大阪府総合労働事務所等の専門機関への紹介を行います。

(6)長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

【農政商工グループ】

使用者を対象とした基礎的知識や対応を学ぶセミナーを大阪府と連携して行うとともに、労働者からブラック企業等に関する相談を受けた場合には、労働基準監督署等と連携し、適切に対応します。

(7)女性の活躍推進と就業支援について

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

【農政商工グループ】

南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」において、女性の就業に向けたセミナー等を実施しています。また、大阪府や、その他の自治体等の就業支援施策についても情報収集し、広く周知します。

【人事グループ】

市においては、2016年3月に次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「大阪狭山市特定事業主行動計画」（以下、「本計画」という）を策定し、本計画に掲げる具体的な取組事項の実現にむけて取り組んでいるところです。

また、2017年7月に、女性活躍推進法第15条第6項に基づく本計画の実施状況の公表及び同法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報を公表しました。

今後も、法令等の規定や社会経済情勢の変化に適確に対応するとともに、本計画の進捗状況の点検に努めます。

(8)ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局等が実施する使用者を対象としたセミナーについての情報を、広報誌やホームページを活用し、提供していきます。

また南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施している、「女性のためのおしごと応援フェア」を継続して実施していきます。

【人事グループ】

市においては、地方公務員の育児休業等に関する法律その他関係法令の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例を改正し、法令に準拠した働きやすい環境整備にむけて取り組んでいます。

今後は、上記取り組みにあわせて、年次有給休暇の取得促進や時間外勤務の縮減にかかる全庁的な意識啓発を行うなど、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に努めます。

(9)治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局、商工会などと連携し、使用者を対象としたセミナーの周知や、トライアングル型サポート体制、働き方改革実行計画について、広報誌やホームページを活用し情報提供・啓発を行います。

【人事グループ】

市においては、心因性の疾病により病気休暇を取得した職員及び休職した職員の復職に際しては、必要に応じて、本人、所属長、主治医との三者面談により、状況確認を行っています。

また、時間外勤務が月45時間を超える職員については、「疲労蓄積度自己診断」を行い、本人の希望により産業医との面談を実施できる体制を整えています。

引き続き、治療と職業生活が両立できるよう、職場と産業医及び主治医とのネットワー

ク構築にむけて取り組みます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげる。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

【農政商工グループ】

大阪府や近隣自治体、南河内9市町村で構成する「華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会」等、各関係機関と連携しながら、観光施策の推進に努めます。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

① 付加価値の高いものづくり事業の強化について

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

【農政商工グループ】

国や大阪府の中小企業施策の積極的な活用を図るとともに、大阪府や商工会との連携を強化し、経営相談や経営指導、商工業者の育成など、中小企業に対する経営支援策の充実を図ります。また、大阪府や関係機関と連携し、情報の収集・発信に努めます。

② TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

【農政商工グループ】

地方経済産業局や大阪府等の関係団体と連携し、完全累積制度の活用が可能な支援について、情報の収集・発信に努めます。

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【農政商工グループ】

中小企業への支援策として、大阪府制度融資を利用している事業者に対し、利子補給金及び信用保証料の補給制度を引き続き実施するとともに、中小企業庁によるセーフティネット保証制度や日本政策金融公庫の融資制度の案内、起業・創業する者に有効な融資等の啓発を商工会等と連携し、適切に行います。

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国 800 円の確保と全国平均 1,000 円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

【農政商工グループ】

大阪労働局や大阪府と連携し、労働者が安定した生活ができる賃金水準になるよう努めます。また最低賃金改定時には、広報誌やホームページを活用し、情報提供・啓発を実施します。

③総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内 18 市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【法務・契約グループ】

総合評価入札制度の導入については、市の執務体制の充実を含め調査研究を行います。公契約条例については、1 つの地方公共団体だけで取り組めるものではなく、国全体の施策として実施しなければ効果が出ないものであり、また、地方公共団体が条例の制定により法定の最低賃金を上回る支払い義務を課すなど、発注者の優位性をもって労働条件に介入することは問題とする指摘もあることから、労働関係法との適用関係に矛盾が生じることのない公契約法の制定について、今後とも国に要望します。

④下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請三法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指

導すること。

【法務・契約グループ】

下請取引の適正化に向け、市商工会や関係機関と連携しながら、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法を遵守するよう周知徹底します。

また、建設工事の契約時において、下請契約を締結するすべての元請業者に対し、施工体制台帳の写しの提出により下請状況の確認を行っています。加えて、中小企業庁が策定された「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（平成19年6月策定）及び国土交通省から通知された「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付け国土建第276号）についても引き続き遵守します。

受注事業者には、今後も中小企業の公正取引の確立に向けて、下請2法等の遵守を指導します。

(5) 非常時における事業継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

【防災・防犯推進室、農政商工グループ】

市の事業継続計画（BCP）を平成28年1月に策定しています。また事業継続計画（BCP）の策定・運用については、商工会や関係機関と連携しながら、広報誌等を通じ、中小企業への周知を図ります。

(6) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

【農政商工グループ】

産業振興と新たな雇用創出に向けて、商工会や関係機関と連携しながら、成長分野への投資について好事例等の調査・研究に努めます。

また、大阪エコ農産物認証者数を拡充し、安心安全な農作物を消費者へ供給することで、農作物の地産地消、ブランド化を推進します。さらに大阪府、商工会、大学などと連携し、販路拡大を推進するとともに、商品開発力の強化を図ります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広

範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

【健康推進グループ】

地域医療構想については、大阪府が医療圏域ごとに開催している保健医療協議会に市も参加し、その協議会を通して、構想の進捗状況を把握するとともに、医療の現状や課題、施策について協議を重ねています。地域医療構想のめざしている平成 37 年の医療体制を見据え、地域の実情に応じた関係機関の連携や支援が行われるよう取り組みます。

(2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連 4 計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

【健康推進グループ】

市では、健康寿命の延伸をめざし、健康大阪さやま 21（第 2 次計画）（平成 27 年 3 月策定）に基づき、疾病の早期発見と早期治療を推進しています。がん検診の受診や、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防とその重症化の予防についても、市民への周知と啓発を行い、関係機関と連携しながら市民の主体的な取り組みを推進しています。

(3) がん対策基本法の改正について

昨年 12 月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

【健康推進グループ】

医療圏域ごとに地域がん診療連携拠点病院が中心となって開催している南河内がん医療ネットワーク協議会に市も参加し、その協議会を通じてがん患者の就労支援の情報把握に努めるとともに、がん相談支援センター等の就労相談窓口等の情報の普及に取り組みます。また、がんに関する講演会等の実施についての協力支援を行っていきます。

(4) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

【高齢介護グループ】

2017 年 4 月から、介護職員の賃金改善、資質向上及び職場環境の改善を図るため、処遇改善加算が拡充されました。引き続き、国や府に対し処遇改善等について要望します。

また、市においても、介護人材等の確保対策等が適切に実施できるよう、大阪府等と連

携を図りながら南河内地域介護人材確保連絡会議に参画し、「介護職員の育成・定着」にむけた支援を行っています。

(5)インクルーシブ（包摂的）な社会の実現にむけて

①障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

【福祉グループ】

市では、障害者虐待防止法施行以降、市健康福祉部福祉グループ内に障がい者虐待防止センターを設置しており、引き続き、大阪府をはじめ、相談支援事業所やその他関係機関と連携を図りながら、虐待の予防や早期発見に努めるとともに、緊急避難場所の確保などによる障がい者の支援及び養護者に対する支援を行っています。

また、障がい者施設をはじめとする福祉施設の職員に対して、大阪府等が実施する虐待防止に関する研修への参加要請を行います。

②障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。

【福祉グループ】

障がい者差別解消に向け、国が示す基本指針に基づき、ガイドラインや対応要領を作成しました。また、障害者差別解消支援地域協議会の設置については、基幹相談支援センターを中心とした相談支援機関等で構成する自立支援協議会に、相談内容に関わりの深い者を加えて運用を図るとともに、相談を受けてから解決に向かうスキームの確立及び広報誌等による組織の周知について検討します。

(6)子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

①全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

【子育て支援グループ】

2015年3月に策定した大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画「さやまっ子のびのびプラン」については、大阪狭山市子ども・子育て協議会において、年度ごとに評価を行いながら、計画を推進しているところです。今年度は、教育・保育の推計利用児童数とその提

供体制の確保方策について、中間見直し作業をおこない、子ども・子育て支援施策の推進に努めています。

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

【保育・教育グループ】

子ども・子育て支援事業計画については、潜在的なニーズを含めて計画を策定しており、今年度は中間年にあたることから量の見込み及び確保方策の見直しを行ったところです。

市では現在、民間保育園の整備と市立幼稚園2園の認定こども園化を進め、保育の受け皿の拡大に取り組み、待機児童を出さない環境作りを進めているところです。今後も保育所等の利用については、他市町村の施設も含めて、保護者の意向に沿ったあっせん・調整に取り組みます。

③病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。

【保育・教育グループ】

病後児保育については、2009年から実施しており、病児保育については、現在、医師会や小児科医と調整を図り実施に向けて検討を進めているところです。

④休日保育の充実

多様化する社会環境のなかで、休日も保育を必要とするサービス業等に従事する世帯のために休日保育を拡充し、保護者の就労を支援し、健全な子育て環境を維持すること。

尚、休日保育においても、病児・病後児保育ができるよう努めること。

【保育・教育グループ】

休日保育については、現在、2園で実施しており、需要に見合った実施体制となっています。休日での病児・病後児保育の実施については、小児科医の協力が必要となることから、医師会とも相談しながら検討します。

(7)子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設

備・運営など予算を確保すること。

【子育て支援グループ】

市が大阪府で共同実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果については、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題についても浮き彫りにされた結果となっています。今後、国に強く働きかけるとともに、共同実施しました大阪府とも情報連携を進めるよう努めます。

市においては、土曜日や長期休業中を活用して中学生を対象とした「家庭学習バックアップ事業」や自学自習力の育成と学力の向上をねらいとして放課後や夏季休業中に学習支援を行う「学習支援チューター事業」等に取り組んでいるところです。また、「子ども食堂」をはじめとする子どもの居場所づくり活動については、地域活動の中で自主的な活動として、芽生えているところであり、市としても、その団体や活動にあった支援を模索し、側面から支援したいと考えています。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教育の質的向上にむけて

①指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。

【学校教育グループ】

少人数学級編制については、指導者が子どもたち一人ひとりにより深く寄り添い、学力向上や豊かな人格形成に向けた取り組みを行っていくために大切であると考えています

市では「さやまっ子ティーチャー」や理科支援員、体育指導支援員による授業中の学習支援、学習支援チューターによる放課後の学習支援等を実施しています。また、通級指導教室が未設置の中学校へ非常勤講師を配置し、集団の中での学習に困難さを抱える発達障がいの可能性のある生徒に対して、きめ細かい支援を実施しています。定数改善については、今後とも大阪府に要望するとともに、機会をとらえて国に働きかけます。

②相談体制を強化した教育の質的向上

子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、現在の教職員の数では解決も対応すら困難な状況である。また、それらが要因で教師の長時間労働にもつながっている。子供を取り巻く課題解決と教師の長時間労働を解消するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすること。また、大阪府にも働きかけること。

【学校教育グループ】

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、府費による配置のほかに、2名のスクールカウンセラーと3名のスクールソーシャルワーカーを市費で中学校区ごとに配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に適宜対応できるようにしています。

(2)奨学金制度の改善について

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

【学校教育グループ】

経済的に就学が困難な学生が安心して学校に通うことができるようにすることは、非常に大切なことであるととらえており、市長会等を通じ国に要望します。また、大阪府にも機会をとらえて要望します。

なお、市では教育の機会均等を目的とした「大阪狭山市育英金」の貸付制度を設けています。高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程へ進学を希望し、又は在学し、経済的な理由のために就学が困難なを対象に、在学する高等学校等の最短修業年限の卒業期まで、月額最大12,000円の育英金を収入額に関わらず無利子で貸与し、延滞金も設けていません。また、返済猶予についても制度を設けて実施しています。

市では今後もこの制度を継続したいと考えています。

(3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

【学校教育グループ】

子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

労働教育に関しては、中学校社会科の公民的分野を中心に「働く意味や労働者を支えるしくみ」について学びますが、市ではキャリア教育推進事業を実施し、中学校区ごとに9年間のキャリア教育プログラムを作成して、さまざまな教育活動を通して勤労観・職業観を育てています。

今後も、子どもたちの発達の段階に合わせて、さまざまな職業に携わる方との交流や出前授業、職場体験などを充実させるとともに、中学校区の子どもの実態に基づく系統的な指導をめざし、社会でたくましく生きる力を育みたいと考えています。

(4)人権侵害等に関する取り組み強化について

①女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

【市民相談・人権啓発グループ】

市の配偶者暴力が関係する相談件数は、年々増加の傾向にあり、身体の安全や行政支援を求めてこられる相談も増えています。相談の内訳としては、殴る・蹴るといった直接的な暴力だけでなく、経済的・精神的暴力を訴える相談が増えています。それは、これまで被害を自覚してこなかった市民が、市の講座や啓発、マスメディアによる情報発信によって、経済的・精神的暴力の実態を理解し、暴力と認識する方が増えたことや、DV担当部署以外での相談で、配偶者暴力被害関連の研修を受講した行政職員が、潜在化したDV被害を見抜くことができるようになった成果であるとの見方もできます。

市では、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」月間に、広報誌による啓発を実施していますが、今後もさらに継続して市民に対して広く配偶者暴力についての概念や相談場所等の周知を図ります。また、被害者の支援が人事異動等によって途切れることのないよう、相談専門員を担当部署に配置しています。

②差別的言動の解消

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

【市民相談・人権啓発グループ】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の施行以前から、在日外国人等に対して差別や暴力を扇動するヘイトスピーチデモ等については、人権連続学習講座や人権週間事業での講演会を開催するなど、様々な機会を捉えて、市民への啓発を行い共生社会の実現に取り組んでまいりました。法施行に伴い、より一層意識の高揚を図ることができる啓発を推進するとともに、市民の差別に関する相談につきましては、人権担当職員が、大阪府の人権相談員養成講座を受講するなど、被害者に寄り添った相談に取り組みます。

条例の制定については、大阪市条例の運用状況、また府条例やガイドライン作成等にむけた動向を注視し、市においても事象等発生すれば、速やかに大阪府や関係機関等と連携し対応します。

③部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとと

もに、同年12月に施行された**部落差別解消法**について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【市民相談・人権啓発グループ】

市では毎年、6月の就職差別撤廃月間に広報誌で就職差別撤廃の啓発記事を掲載するとともに、ハローワーク、大阪狭山市企業人権協議会と合同で街頭啓発を実施しています。また大阪狭山市企業人権協議会でも、年間を通して公正採用に関する研修やフィールドワークを実施し、大阪企業人権協議会やハローワークが実施する研修会への参加を呼びかけ、「人権リーダー養成講座」へは企業人権協議会加盟事業所から毎年複数人が参加しています。

「部落差別地名総鑑事件」への痛烈な反省から公正採用推進員制度が発足した歴史的経過からも、「部落差別解消法」施行に伴い、企業をはじめ広く住民に法律の周知を図り、より一層の差別意識の解消にむけた人権啓発に取り組みます。

(5) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないように改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

【財政グループ、税務グループ】

地方自治体の各重点事業においては、財政需要を適切に把握し、必要な財源措置が行われるよう引き続き国に対して要望します。

また、国・地方間の税源配分を是正し、地方自治体の安定した税財政基盤を確立するよう、引き続き国に対して要望します。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

大阪府域での**事業系ごみ**排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「**大阪府循環型社会推進計画**」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

【生活環境グループ】

市では、省エネ・低炭素社会の実現をめざして、2012年度から住宅用太陽光発電システム設置補助制度を設立し、市民への補助を継続的に行っています。2017年度からは、住宅用再生可能エネルギー導入費補助金として改め、家庭用燃料電池及び家庭用リチウム電池

も対象としています。今後も制度の見直しを検討を含め、取組みの充実に努めます。

企業の環境対策については、地域における環境負荷軽減のために、環境経営システム「エコアクション 21」の認証登録を推奨しており、市についても、市内事業所のひとつとして認証取得を率先して行うとともに、「エコアクション 21」導入説明会を開催する等、市内事業者への啓発や導入に向けた支援を図っています。また、事業者からの専門的・技術的な相談に対しては、大阪府が設置している「おおさかスマートエネルギーセンター」を紹介するなど、大阪府と連携した取組みを進めています。

環境教育については、環境配慮に関する具体的な活動参加へのきっかけづくりとして、うちエコ診断会や環境イベント、緑のカーテン・エコ川柳コンテスト事業等を実施しています。これらを通じて市民の皆様の環境意識を向上していけるよう、今後も取り組みます。

(2)食品ロス削減対策の推進

大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取組みとも連携した、食品ロス削減の取組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

【生活環境グループ】

市では2014年に策定した「大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、環境負荷の少ない地域社会の実現をめざして、ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、市民が主体となった大阪狭山市ごみ減量対策推進会議を設置するなど、市民、事業者の皆様と協働でごみの削減に取り組まれました。その結果、近年ではごみの排出量も次第に減少に転じています。

今後は、大阪府循環型社会推進計画及び大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画をもとに、より一層のごみの排出抑制と再資源化を図ることにより循環型社会の形成の実現をめざします。

【福祉グループ】

市では、大阪狭山市社会福祉協議会においてフードバンクと契約を締結しているため、市に食事の緊急支援の相談があった場合には、迅速に対応ができるよう同協議会との連携体制を図っています。

(3)木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

【公園緑地グループ】

大阪府木材利用基本方針の意義に賛同し、その目的達成のため、公共建築物、公共土木

工事等への府内産材利用に可能な限り取組みたいと考えています。

未策定の木材利用方針については、南河内地域の市町村、林業事業者等と連携したうえで、市の各公共施設所管部署及び土木工事部署と調整を図りつつ、府内産材の利用体制の構築、策定を検討します。

(4)消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

【防災・防犯推進室】

高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止対策としては、自動通話録音装置の無償貸与や広報誌・ホームページによる注意喚起を行うとともに、黒山警察署をはじめ、地域の防犯活動団体などと連携しながら、各種イベント等による啓発活動に努めています。

【農政商工グループ】

本市消費生活センターにおいて、引き続き消費者被害の防止に努めます。消費者への情報提供や注意喚起については、市民を対象とするだけではなく、高齢者や障がい者、またその介添者を対象としたセミナーを行います。

6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1)空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空き家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空き家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

【都市計画グループ】

空き家対策については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、法定協議会を設置するとともに、2018年度に空き家等対策計画を策定し、特定空き家等に対する措置等の空き家対策を行います。

(2)「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施

策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

【土木グループ】

交通政策基本計画の策定により、地域公共交通における国や自治体、利用者や地域住民等の責務・役割が明らかにされており、大阪府内市町村において地域公共交通会議等を開催されている自治体も増加しています。市においては、市民の安全安心を支える公共交通の機能向上のため、駅へのアクセス道路の整備や歩道の段差解消、循環バスといった交通の円滑化を図り、市民の利便性の向上を図っています。

今後、地域性の変化や高齢化への対応により、公共交通のあり方を見直す際には、大阪府や近隣市と連携し情報交換しながら、交通労働者代表、利用者および地域住民の声が反映されるよう調査・検討します。

(3)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

【土木グループ】

市内 3 駅のバリアフリー対策としての整備については、エレベーターの設置など一定の対策は完了しています。しかし、ホームドア・可動式ホーム柵につきましては、過去に南海電鉄とも協議を行いました。一車両の長さ、ドアの数、ドアの位置など、多種多様な車両が運行していることや、ホームの構造上の問題もあり進まないのが現状です。

また、今年度実施予定だった大阪狭山市駅の内方線設置工事については、2018 年度に必ず実施することで南海電鉄と協議済みであり、この工事で市内 3 駅の内方線工事については完了する予定です。

今後も引き続き、南海電鉄とさまざまな安全対策について協議します。

(4)自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車が関係する事故は年間 1 万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

【土木グループ】

2016年4月に、安全で適正な利用の促進に関する大阪府自転車条例が制定されました。市においても、条例の4本柱である「自転車保険の加入義務化」「交通安全教育の充実」「自転車の安全利用」「自転車利用者の交通ルール・マナー向上を目的としたPRや啓発活動」を黒山警察署とともに実施しています。

今後も引き続き黒山警察署とともに、市内の全ての小・中学校や府立狭山高校、さらに地域の自治会館や集会所におきましても、自転車の交通ルール及びマナーについて、啓発及び周知を図ります。

また自転車レーンの整備については、有効な幅員を確保できる道路が少ないこと、連続性を確保することが困難ですが、道路や歩道の老朽化による再整備に伴い整備するなど検討します。

(5)防災・減災対策の充実・徹底

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

【防災・防犯推進室】

防災マップの配布や定期的な防災関連の市民向けの講座により啓発活動を実施するとともに、自主防災組織へ救出・救護用防災資機材の無償貸与や防災資機材・防災活動に対する補助、地域主催の防災訓練の支援をしています。また、市主催の総合防災訓練を実施し、自主防災組織や防災関係機関等も参加していただき、地域の防災力の向上に取り組んでいます。

避難行動要支援者については名簿作成に努め、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の連携・協力により、避難行動要支援者の状況・所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備するように努めています。

(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

【下水道グループ】

市の水路や下水道等のインフラの状況につきましては、時間雨量 47.6mmを整備基準と定め、浸水被害の解消に向け、計画的に事業を進めています。

また、局地的な集中豪雨等に備えるべく、予防保全として、側溝・水路の清掃、ゲートの開閉点検等の水防巡視点検を実施するとともに、気象警報発令時には、参集・待機などソフト面での対策を図り、被害軽減に努めます。

【都市計画グループ】

土砂災害特別警戒区域における急傾斜地崩壊対策等については、地権者等の要望を踏まえて、大阪府と連携し対策を進めます。

【防災・防犯推進室】

河川洪水による浸水想定区域（200年に1度の降雨確率）や土砂災害（特別）警戒区域の情報を明示した防災マップを作成し被害の防止対策の啓発に努めています。

避難情報の提供については、広報誌・ホームページで周知を行い、緊急時には同報系防災行政無線、緊急速報メール、状況によっては広報車等で確実な情報伝達に努めています。

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【防災・防犯推進室】

公共交通機関及び国土交通省等から暴力行為の防止に関する啓発活動に対する協力要請があった場合は、市広報誌等による啓発に努めます。

